



出席しない“ご入金のみ”パーティー！？

人生初のNHK全国テレビ生中継で、岸田総理に政治改革を強く求める！



皆さん、ご安全に！ 参議院議員の村田享子です。

6月10日の決算委員会総括質疑では、議員になって初めてTV中継がされる中で、岸田総理に質問しました。テーマは「政治とカネ」。自民党が提出した改正政治資金規正法案は、抜け穴ばかりで全く実効性がないことや、裏金をもらっていたのに、凝りもせず違法な「ご入金のみ」パーティーを行おうとしている自民党議員について、残念ながら法案は自民、公明両党などの賛成多数で成立してしまいましたが、政策活動費の領収書の公開が10年後である等、問題点がありまくり！この改正法は、早期に修正を求めているかねばなりません。この質疑を、村田きょうこチャンネルだけでなく、他のYouTuberも取り上げてくれていますので『ご入金のみパーティー』で検索してみてください！

6/10 抜け穴のない政治資金規正法改正案を提案するも、岸田総理はいずれも明確に答えず！

質問項目	村田議員の質問	回答者	回答
「ご入金のみパーティー」は寄附！	○自民党の田畑裕明衆議院議員が、2024年6月18日開催予定(当時)の政治資金パーティー案内状には、「出席」「欠席」に加えて「 <u>ご入金のみ</u> 」との記載がある。これは <u>会費ではなく、寄附ではないのか？</u>	政府参考人 総務省 笠置隆範	○政治資金規正法で「 <u>寄附</u> 」とは、 <u>金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付</u> で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの。パーティーに係る <u>収入とは、パーティー参加の対価</u> として支払われるもの。
政治資金規制法改正案 パーティーの実態と	○ <u>パーティーの対価は、催物に参加することに対して支払われる金銭</u> 。明らかに寄附ではないのか。 ○「ご入金のみ」なら、経費も掛けずに、何回でも開催できるようになる。脱法・違法ではないのか。 ○現在審議中の政治資金規正法改正案で、「 <u>ご入金のみ</u> 」パーティーは、 <u>規制の対象になるのか？</u> ○改正案で、パーティー券購入者の公開基準を、20万円⇒5万円に引き下げても、複数回開催すれば、引き下げた意味が無くなるのではないか。	岸田文雄内閣総理大臣	○(何度も)議員本人が適切に説明すべき。 ○私は田畑議員の件は承知していない。当該パーティーの実態・運営等を把握した上で、判断されるべき。 ○パーティーの開催制限は、各党で共有されるべき。
オンラインパーティー	○(インターネット)配信など「 <u>オンライン</u> 」によるパーティーは、政治資金規正法の「 <u>政治資金パーティー</u> 」に <u>該当しない</u> のではないのか。	総務省参考人 笠置隆範	○法律上の定義は、人を集めずにオンラインだけで開催するものは、 <u>人を集めて行う会合と解することはできない</u> 。
政策活動費の用途公開	○政治資金規正法改正案では、政策活動費を、 <u>小切手や商品券等</u> で政党から議員に渡した場合、 <u>使途公開から除外される</u> ことが判明した。抜け穴を防ぐ改正案に修正すべき。	閣総理大臣 岸田文雄内	○今回の(裏金問題の)事案を受けて、再発防止の観点から、改正案を提出した。信頼回復に向けた議論を続けていきたい。

質問動画の二次元コード

村田きょうこチャンネル(YouTube)

6月10日

決算委員会で総理に質疑を行いました！

(政治資金規正法「ご入金のみパーティー」)



【発行元】JAM 政治センター

〒105-0014 東京都港区芝2-20-12

友愛会館11F

TEL: 03-3451-2451

公式サイト⇒ <https://murata-kyoko.com/>